

平成30年11月定例会 総務委員会（付託）

平成30年12月10日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

この際、公安委員会関係の追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第17号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成31年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料1）

鶴岡警務部長

お手元の説明資料の1ページ目にありますその他の議案の、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の理由は、平成30年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について、改定を行う必要があるためでございます。

以下、改正の主な概要について御説明いたします。

最初に、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正案についてでございますが、警察職員の給料表について、若年層の改定に重点を置いて給料月額を引き上げるものでございます。

次に、諸手当の改定についてでございますが、勤勉手当について、民間との支給割合の均衡を図るため年間の支給割合を0.05月引き上げるものでございます。

続きまして、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正案についてでございますが、同研究員の期末手当について、年間の支給割合を0.05月引き上げるものでございます。

最後に、施行期日につきましては、給料表は平成30年4月1日から、期末勤勉手当は平成30年12月1日からとしております。

以上が、改正条例案の概要でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

鈴木警察本部長

平成31年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、お手元の資料に基づき御説明します。

これは、来年度の予算編成に当たり、主要施策を県議会に御説明するとともに、知事部局のホームページに掲載の上、県民の皆様に広くお示しするものです。

本県の治安情勢は、資料左上段に記載のとおり、刑法犯認知件数、人身交通事故発生件数とも減少基調が続いております。県警察においては、引き続き、社会・治安情勢の変化に対応するための組織基盤の整備と直面する治安上の課題への対応の両面から各種施策を進め、治安の維持・向上に努めてまいります。

まず、組織基盤の整備等については、警察署再編整備等総合計画に盛り込んだ施策を着実に進めることとしており、今春、実施した4警察署の統合に続き、平成32年4月には阿南、那賀両警察署を統合し、県下10警察署体制を構築いたします。この統合の実現により、平成17年以降、県警察が進めてきた警察署の統合計画は全て完了することとなります。

また、PFI手法を活用した徳島中央署庁舎整備や駐在所施設の一括整備事業を着実に推進させるとともに、県南部及び県西部の免許センターの設置・運用に向けた取組を進めてまいります。

その他、将来の県警察を支える優秀な人材の確保に向け、PRビデオの活用など、効果的な採用活動を実施するほか、働き方改革・女性活躍に資する施策を進め、組織基盤の強化に努めてまいります。

続いて、資料下段に記載の交番・駐在所の在り方の方針についてであります。

総合計画の柱の一つとして、交番・駐在所機能の充実・強化を進めてきたところであり、当議会の御理解も得まして、民間施設を活用したテナント型交番の整備や駐在所の統合による、新たな交番の整備等の施策を推進してまいりました。

しかし、先日の本会議においても答弁いたしました。その後、他県において交番勤務員が襲撃される事件が発生するなど、依然として地域警察を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、現在、地域警察の再構築に向けた交番・駐在所の在り方について検討を行っているところであります。今年度末にも基本的な方針をお示しし、その後、具体的な計画を策定・公表することとしております。

続いて、資料右側の直面する喫緊の課題に対する取組について、御説明いたします。

まず、都市化や治安情勢の変化への対応についてであります。

現場活動を支える取組といたしまして、通信指令システムの高度化やDNA型鑑定等の科学捜査の更なる活用等により、事件・事故の早期検挙に努めてまいります。

また、DV・ストーカー事案や児童虐待事案等の人身安全関連事犯への対応やサイバー犯罪をはじめとする、新たな形態の犯罪に対しても関係機関や民間事業者と連携を強化するなどして、適切に対応してまいります。

次に、人口減少や高齢化への対応についてであります。

依然として、高齢者が当事者となる行方不明事案や交通事故が多く発生していることを踏まえ、地域警察官による巡回連絡を通じた管内実態把握や、ふれ愛こだま号等を活用し

た移動訪問型の情報発信活動による特殊詐欺や交通事故防止への取組を進めてまいります。

また、試験的に実施している全国初の出張型免許更新についても、本格運用に向けた準備を進めております。

最後に、大規模災害への対応についてであります。

来年度は、中国・四国地方の警察・消防・自衛隊各部隊による中四国管区合同広域緊急援助隊等災害警備訓練が本県で開催される予定となっており、これら各種訓練により対処能力の向上に努めてまいります。

また、防災拠点となる警察庁舎の防災機能強化、災害対策を踏まえた交通管制システムの高度化など、ハード面においても大規模災害への備えに万全を期すこととしております。

その他、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、警察施設の長寿命化に向けた個別計画の策定や信号機等、交通環境の変化に対応した交通安全施設の整備の見直しなどを進めてまいります。

以上、平成31年度に向けた警察本部の施策の基本方針について御説明いたしました。

引き続き、御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

今、本部長から説明を頂いて、実は先週、ひのみね交番の巡査長が巡回連絡に来ていただきまして、お忙しい中、こういう活動も一生懸命、真摯にいただいていると実感しているところでございます。本当に、日頃からの御労苦に敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

この土曜日に、パークウエストンで地元の企業の忘年会があつて出席しようと国道11号を走っていたのですが、午後7時くらいは県庁前の昭和町辺りまですいていて、午後7時30分に始まるので十分間に合うと思ったのですが、いきなりこの交差点から3車線とも全然動かないんです。遠くを見たら、交差点の辺りからパトライトが回っていたので、ひょっとしたら事故かと思い、かなり渋滞しておりました。やはり、事故があつたら、徳島の道は特に渋滞がひどくなって、なかなか進まなくなってしまう。

年末は人の動きも慌ただしくなっていることから、事故が多発しているのかなと思って、少し前の地元新聞にも報道があつた、先月28日に1日で5人が亡くなるという悲惨な事故が起こりまして、警察はじめ、関係機関の方が一生懸命、事故防止に取り組んでいただいているにもかかわらず、こんな悲惨な事故が減らないということに対して質問したいと思っております。

こういうふうなことを踏まえて、今年の交通事故の傾向が分かれば、教えていただきたいと思っております。

山上交通企画課長

今年の交通事故でございますが、上半期は順調に推移していたものの、下半期に入りまして交通死亡事故が増加し始め、先月には一晩に3件5人の方が亡くなる死亡事故が発生するなど、昨日現在で死亡事故は28件30人となっております。

特に今年の交通死亡事故の特徴といたしましては、死者30人のうち、夜間事故での死者は20人となっており、死者全体に占める割合が66.7%と高い状況にあります。また、夜間死者20人のうち、歩行者は7人で、この全ての方が反射材用品を着用していなかったなどが挙げられます。

中山委員

夜間が20人の66.7%とお伺いしましたが、その死亡事故の発生要因は分析されているのでしょうか。

山上交通企画課長

夜間の死亡事故の要因でございますけれども、例年、日の入りが早くなる秋口から12月にかけては、夜間における交通死亡事故が増加する傾向にあります。

本年の発生状況でございますが、9月中、死亡事故3件のうち夜間の発生が2件、10月中は死亡事故2件、全てが夜間の発生、11月中は死亡事故3件、全てが夜間の発生となっております。

また、過去5年間の夜間の死亡事故においては、歩行者が被害者となることも多く、これら夜間事故における死亡事故の発生要因を分析しましたところ、自動車の危険認知速度、これは事故直前の速度ですが、この危険認知速度が昼間と比べて夜間が高い、また自動車の前照灯は下向きの点灯である、歩行者のほとんどは道路横断中であり、そのほとんどが反射材用品を着用していなかったなどとなっております。自動車運転者の歩行者の発見の遅れが主な事故原因となっていると考えております。

中山委員

私は、対向車がいなかったら、基本すぐにハイビームに切り替えて運転しているのですが、ドライバーは夜間の運転時、対向車とかがいなかったら原則ハイビームにしないではいけないのでしょうか。

山上交通企画課長

ハイビームの件でございますが、前照灯の上向き点灯につきましては、歩行者等を早期に発見が可能となりまして、夜間の交通事故防止に効果が認められると認識しております。この上向き点灯の活用については、国家公安委員会告示でございますが、交通の方法に関する教則に、早めのライト点灯とライトの上向き、こまめな切替えが明記されており、運転免許の更新時講習会場で配布されます交通教本にも記載されているところでございます。

県警察では、夜間の交通死亡事故分析に基づきまして、年間を通じて関係機関・団体と

連携しながら、上向き点灯の活用の周知に努めているところであり、特に本日から始まった年末年始の交通安全県民運動においても、夜間の交通事故防止を運動重点の項目、早めのライト点灯とハイビームの励行を推進項目に掲げており、今後も関係機関・団体と連携しまして、教習所等における実車による講習会、上向き点灯の効果を写真にした、目で見て理解しやすい広報啓発チラシ、免許更新時の交通安全講習会での呼び掛け、こういったものをより一層推進してまいり所存でございます。

中山委員

基本、ハイビームにするように指導されているというのは知らなかったのですが、今、土曜日の話もしました。当然、飲んだら女房の運転で帰るのですが、女性とか高齢者の人たちは運転に必死になっていて、切替操作をなかなかしないんです。うちの女房にも、何でハイビームにしないのかといつも注意するんです。やはり、その操作は大事なことであって、下向きと上向きでは全然視野が違うので、しっかりと啓発活動をしていただきたいと思います。

歩行者も、今、健康志向なので、歩かれています方やランニングされている方が多いと思うのですが、例えば、ランニングシューズやランニングウェアは反射材がきちんと付いているんです。だけど、普通の真っ暗な服で夜間に散歩されている人も多いんです。幾らハイビームにしても、真っ暗で暗闇になじんでしまって、ひやっとするときが多々あるんです。

やはり、歩かれています方には、反射材を付けたら反射する服を着てもらって、白っぽい服とかそういうことを促す必要があると思うのですが、それについてはどのような啓発活動をされる予定でしょうか。

山上交通企画課長

反射たすき等の利用ということでございますが、歩行者に対する広報啓発についてお答えさせていただきたいと思います。

本年11月末までの全交通事故死者に占める歩行者の割合は23.3%となっております。特に死亡事故を減少させていくためには、歩行者の事故防止対策というのが重要な課題であると認識しております。歩行者に対する交通安全教育につきましては、子供から高齢者まで、その年齢や心身の発達段階に応じて体系的に推進する必要があります。

このため、関係機関・団体と連携しまして、交通ルールの遵守等の安全行動について、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進しております。子供には横断の仕方を教育し、高齢者には御自身の身体機能を理解していただく教育、また家庭訪問での個別指導、こういった活動を推進しております。

また、夜間に歩行者の死亡事故が多いことを踏まえまして、横断歩道のある場所での横断、反射材用品の着用の促進についても広報啓発を進めているところであります。

中山委員

反射材というのは、明るい所で見たら余り目立たないのですが、暗い所でライトが当たったらよく目立ちます。是非、その辺のところもしっかりと利用者の人たちに広報

啓発していただきたい。いろんな交通安全機関が、腕に巻く物やたすきの反射材などを配ってくれているので、それをしまっただけで済まないよう、使ってからこそ意味があるので、もっと広報活動をしていただきたいと思います。

死亡事故が多い中、私は総務委員会が長いので、毎年この時期に皆さんにお願いしているのですが、飲酒運転による死亡事故が今年も何件か発生しております。100万円と罰金も大きく、危ないと皆さん分かっているのに減らない、これはどうしてだろうと思うのですけれども、何かもっと特効薬がないのでしょうか。飲酒運転に対して、今後の取組というのはどうなんでしょうか。

山上交通企画課長

飲酒運転につきましては、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険な犯罪でありまして、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という県民の規範意識を確立する必要があると認識しております。

警察はこれまでも、飲酒検問等の街頭活動の強化、関係機関・団体との連携による飲酒運転根絶に向けた広報啓発等の取組を推進してきたところでございます。また、飲酒運転に対する取締りを強力に推進し、飲酒運転を検挙した場合には、運転者に対する捜査のみならず、車両の使用者、飲酒場所、提供者、同席者や同乗者等について、車両提供罪、酒類提供罪、要求・依頼同乗罪等を視野に入れた徹底した捜査に努めているところでございます。しかし、社会の耳目を引くような悲惨な飲酒運転による交通事故が発生しているところでございまして、今後も、飲酒運転に対する強力な取締りや関係機関・団体と連携した飲酒運転を許さない社会環境づくり等を推進し、飲酒運転の根絶に向けて取り組んでまいり所存であります。

中山委員

事前委員会で、島田委員が最近検問が多いというふうな話をされています。中心地の検問は増えているかもしれませんが、地方は警察の方も統合で増えているようなことも言われますけれども、ほかの用務があってもなかなか飲酒検問まで回れないのかなと思っています。田舎に行けば行くほど、警察の検問なんか見たことがないから、してないだろうというふうな緩みがあるのではないかと思います。いろんな機関と連携されていると思うので、その人たちにしっかりもう一度、飲酒運転に対しての広報啓発活動を徹底してお願いしていただいて、正に忘年会、新年会の時期なので、飲酒する機会があると思います。そういうときに、飲んで運転すれば事故を起こしやすくなったり、事故が大きくなる、また死亡事故につながったら人生は大変なことになるということを、もっとしっかり広報していただいて、減らしていただきたいと思います。

今年の死亡事故の死者数が、30人で前年比マイナス2ということをおっしゃっていますけれども、第10次徳島県交通安全計画の目標を超えているので、今年はこれ以上、死者数を増やさないという決意を部長にさせていただきたいと思います。

佐藤交通部長

交通安全につきましては、県民一人一人が自らの責任であることを自覚しまして、行動

することによって達成できるものと思っております。県警察としましては、年末までにこれ以上の事故犠牲者を絶対に出させないという強い意気込みで、街頭活動等を強力に展開しているところでございます。

また、本日から始まりました年末年始の交通安全県民運動を県民に対する交通安全意識のきっかけとしていただけるように、街頭監視や夜間の検問など警察官の姿を街頭に出させることや、関係機関・団体と連携した夜間の事故防止、飲酒運転防止などの交通安全教育、広報啓発等をより一層推進してまいります。

本年も残り1か月を切ったところでありますけれども、警察の総合力を発揮しました交通安全対策をより一層推進していきたいと思っております。

中山委員

是非、これ以上悲惨な事故が起こらないよう徹底していただきたいと思えます。特に、繁華街における違法駐車というの、大きな事故につながると思えます。秋田町周辺はタクシーや代行、一般車等の違法駐車もよく見掛けます。その辺も指導徹底していただいて、先ほど部長がおっしゃったように、警察官の姿が見えたら抑止力にもつながると思うので、大変年末で忙しい中だとは存じますけれども、しっかりと制服の警察官に街頭に立っていただいて、抑止をしていただきたいと切にお願いしたいと思えます。

もう1点、事前委員会で説明していただきました、松茂町の職員公舎の瓦の飛散についての賠償ということですが、特にあそこは3階か4階建てで、屋根の上を目視で調査するというのは難しいかと思えます。今、ドローンがいろいろと活用されておりまして、そういうふうな調査にもドローンを活用したらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

高橋会計課長

ドローンを活用した建物の点検等々についてであります。いわゆる無人の航空機、ドローンにつきましては、県警察も1台保有しております。上空から人が入れない場所の確認というか、そういう情報収集に努めています。現在、火災現場等々の見分に使用しておりますけれど、このドローンの活用につきましては、今後、様々な分野の活用が予想されまして、テレビ等々でも新たな産業やサービスに活用されているところであります。

議員のお話にある建物点検も、その活用の一つであり、私が承知しているのは、知事部局において、確かJ1で鳴門のスタジアム等々のときに県土整備部が使われていたのではないかという認識があります。実際の活用には、周辺の立地条件や操縦の技術という問題もありますので、今後の検討課題として、積極的に考えてまいりたいと考えております。

中山委員

是非、点検だけでなく捜査活動、おっしゃったように人が入れない所というのはドローンが有効だと思います。今、そういう操作の練習などはされていると思うのですが、状況的にどうなのでしょう。何人ぐらいがされているのでしょうか。

尾田警備部長

ただいま委員から、ドローンの訓練の状況について御質問がございました。確か、県警察では平成28年度に導入いたしまして、当初は装備担当の者が一括で運用管理しておりたけれど、平成29年度からはもっと活用できないかということで、現在、機動隊のほうで運用いたしております。

ドローンを安全に運用するためには、専門家による講習が必要ですので、平成29年度に機動隊員6名程度が専門の指導員から6回ほど講習を受けまして、今年に入りましてから、警察独自で訓練を行っております。訓練につきましては、回数等の集計は持ち合わせておりませんが、山岳での捜索活動や通常の災害活動における現場からの上空撮影、また海上での水難救助者の捜索、それからドローンの映像を指揮本部のほうに送信する等、こうした各種訓練を定期的に、この6名が中心となって行っております。

また、実際の現場につきましても今年に入りましてからは、山岳部での車両の捜索や水難救助者の捜索で出動しているところでございます。

今後も、ドローンにつきましては有効活用が考えられますが、法の規定を遵守し、十分安全性に配慮した上で、様々な活用について検討してまいりたいと考えております。

中山委員

犯罪の多様化や人員が少ない中で、いろんな事案に当たらなくてはいけないということで、御苦労されていると思います。是非とも、IoT技術は便利になってきておりますので、そういうことも積極的に活用して、当然、ドローンが落ちて事故があってはいけないのですけれども、そういう規制の中で、しっかりと腕を磨いて使える物をしっかりと使って、これからも徳島県の治安維持に一生懸命努めていただきたいと要望して終わります。

黒崎委員

私のほうからも、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、以前にも一度お尋ねしたことがあるのですが、障がい者の雇用についてお尋ねしたいと思います。今年度の雇用状況、あるいは来年度の雇用予定はどうなっていますか。

生原警務課長

障がい者の雇用予定ということでございます。来年度につきましては、県の人事委員会の採用選考考査が先月11月22日に終わりました、警察事務の区分は2人が合格しているところでございます。この2人について、今後、採用の手続を進めてまいりたいと考えてございます。

今年度の採用はございません。

黒崎委員

来年度は2名の合格者が出て採用するというところでございます。

今年度は受験される方がいなかったのか、それとも何らかの理由で合格者が出なかったということなのでしょう。

喜多委員長

小休します。（11時05分）

喜多委員長

再開します。（11時05分）

生原警務課長

平成30年度につきましては、募集はしてございません。というのも、雇用の人数が9人ということで達成しておりましたので募集はしてございません。

黒崎委員

分かりました。達成していたので更にというふうなことではなかったけれど、来年度は2名の合格者が出ているので採用するということでございます。障がいの内容もいろいろあるのですが、できる限り基準にのっとって採用を継続していただきたいと思えます。これはお願い申し上げます。

それからもう1点、障がい者施設からの物品等の調達、優先調達についてお伺いしたいと思います。この前、新聞紙上で出ていたのを見てみると、県警察が非常に高いランクにおられたのですが、ここ数年の調達率が分かればお教えいただきたいと思えます。

高橋会計課長

知事部局等で定めております、徳島県障がい者優先調達推進方針というのがございまして、県警察においてもそれに基づきまして、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めております。

平成29年度の実績ですけれども、広告のチラシの印刷や除草、役務作業も含めて43件、約670万円を調達しております。平成28年度の実績に比べて、ほぼ倍という状況です。今年度においても積極的な発注に努めておりまして、警察署等にも調達をしておりますので、そういうことを指示したほか、11月末現在で675万円等の実績がありますので、既に昨年度を超えているという状況であります。

また、推進方針におきましては調達のほか、とくしま・障がい者「働きたい！」職場実習支援事業という、対面販売等による障がい者の方々の職場訓練の場所と就労機会の確保に努めるとあり、そこで平成26年4月から、移転しました徳島県運転免許センターにおいて、障がい者の方々からパンや弁当等の販売も実施しているところであります。

今後も、自立支援、工賃アップ等々の観点から、障がい者就労施設等からの物品調達などに努めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

約670万円とかなりの金額になるんですね。11月末現在で既に675万円を超えているということでございますので、引き続き、継続的に購入を進めていただきたいと思えます。

それと、運転免許センターは、確かにたくさん更新の方が来られますので、お客さんもかなりできていると思えます。できればパン屋さんだけではなく、ほかにもお声掛けいた

だいて、例えばクッキーやいろんなものが最近いろんな施設で作られていますので、御希望がある所にはできるだけ開放していただきたいと思います。よろしくお願いします。

あともう1点は、平成31年度に向けた警察本部の施策の基本方針の中にも入っております、高齢者の件でございます。高齢者の行方不明と認知症の方の行方不明等についてお伺いしたいのですが、高齢者の行方不明というのは、実は私の家庭も数年前に家内の父親が行方不明になりまして、警察にもいろいろお世話になりました。これから高齢者が増えてくると、こういった案件が随分と増えてくるのではないかと、実際にそのような話も聞いております。高齢者の行方不明の中には、認知症の方もかなりおられると思いますので、併せて認知症の方の行方不明の率もお教えいただきたいと思います。

時谷生活安全企画課長

高齢者の行方不明事案の推移と認知症に起因する割合について御説明をさせていただきます。

警察に行方不明者の届出があった場合、届出人から、行方不明となった日時、場所及び状況のほか、行方不明となった原因、動機等の必要な事項を聴取しているところでございます。その上で、届出人から、認知症の疑いにより行方不明となった旨の届出があった場合については、特異行方不明者として受理しているところでございます。

過去5年間の高齢者の行方不明事案の推移及び認知症に起因する割合につきましては、平成26年は、高齢者の行方不明者は169名で、そのうち認知症の疑いに起因する行方不明者は102名で割合は約60%でございます。平成27年は143名中、77名で約54%、平成28年は159名中、84名で約53%、平成29年は154名中、83名で約54%、平成30年11月末現在では147名中、85名で約58%、平成26年から平成30年11月末までの5年間の平均ですが、約56%となっているところでございます。

黒崎委員

高齢者の行方不明の数は大体こういう人数で推移しているんですね。認知症の方が占める割合も、60%を超えるときもあるのですが、平均が56%と大変高い率になっているのですが、これはどうなのでしょう。警察独自のいろいろな情報の中で、行方不明者を見つけていくようなことになるのでしょうか、基本的には地域との連携が非常に大事になってくるのではないかと思います。地域と連携している所は、日本全国あちこちあるわけですが、徳島県についてはどうなのでしょう。地域の、例えば市町村であったり、行政だったり、そういった所とどういうふうに関わりを持って、地域の連携をしておられるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

時谷生活安全企画課長

自治体等との連携状況についてでございます。認知症に係る行方不明者対策としては、自治体のほか関係機関との連携は極めて重要であると認識しているところでございます。

かねて、県警察においては、認知症に係る高齢者の行方不明事案を認知した場合には、行方不明者の早期発見・保護を第一に、消防団の動員や防災無線による広報を依頼するなど、市町村と連携した発見活動に努めているところであり、各自治体の新たな取組状況も

踏まえ、更なる連携に努めているところでございます。

まず、県との連携につきましては、平成26年8月、県庁内に徳島県認知症高齢者見守りセンターが設置されておりまして、認知症に係る行方不明事案が発生した場合には、届出人の意向や必要に応じ、警察から情報提供の上、同センターを通じ、協力機関に発見を求めるなど、効果的な発見活動に努めているところでございます。

鳴門市と那賀町においては、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の運用を開始しており、県警察においても、これら事業の運用開始を契機に、より一層の連携強化に努めているところでございます。同事業は、各自治体において、あらかじめ登録している住民の方へ行方不明事案に係る情報、行方不明者の特徴などをメール配信して発見活動への協力を促すものであり、警察においては、認知症に係る行方不明者の届出を受理した際、家族等の同意が得られた場合に、行方不明者に関する情報を各自治体に提供しているところでございます。

また、徳島市において運用を開始した徳島市見守りあんしんシール交付事業に関しては、各種講習会等において同事業の周知を図るなど、行方不明者の発見・保護活動において、効果的な活用が図られるよう努めているところでございます。

今後とも、自治体等とのより一層の効果的な連携に努めまして、認知症に起因する行方不明者の早期発見・保護に資する対策を進めてまいり所存でございます。

黒崎委員

ありがとうございます。時谷課長は、鳴門警察署長をされていたのですけれど、この鳴門市の認知症高齢者等SOSネットワーク事業は、いつから始められたのでしょうか。

時谷生活安全企画課長

鳴門市の認知症高齢者等SOSネットワーク事業につきましては、本年11月1日に運用開始したところでございます。

黒崎委員

11月1日ということで、ここ1か月ということですが、この1か月の中で何か動きがございましたでしょうか。成果というか、何かございましたらお教えいただければと思います。

時谷生活安全企画課長

11月1日に運用開始したところでございまして、現在のところ、同ネットワークを活用した事例はございません。ただ、警察署で取り扱った方を保護者の承諾を得まして鳴門市に連絡し、事前登録をした方が1名ございます。

この事業は、鳴門市と警察署が協定を結んで運用しているものでありますが、運用を始めましてから市内各地区で行います、はいかい老人を保護する訓練の会合時に声を掛けていただきまして、警察も仲間に入って合同で参加する機会も増えております。

訓練のほうですが、老人会などに出向きまして、認知症高齢者のはいかい事案を想定しまして、はいかい者に対する声掛け訓練を実施しており、警察のほうでは、事故防止や早

期発見・通報などの協力依頼を行っておりまして、既に市内4か所で実施していると報告を受けております。

この認知症高齢者等SOSネットワーク事業の運用の開始が、全体の理解や意識を高め、より連携が強化される好事例になっているのではないかと考えております。

黒崎委員

今のところ、まだ運用に該当する方は出ていないということでございますけれども、訓練は市内4か所でやられているということで、そういったことを徹底していきたいということですね。

あと、事前登録というのが出てまいりましたけれど、事前登録というのはどのような手続になっているのでしょうか。例えば、認知症の方がいる御家庭の方が、そういう制度があるのだったら前もって登録しておこうということなののでしょうか。教えていただければと思います。

時谷生活安全企画課長

市のほうで登録を担当しておりまして、認知症若しくは認知症の疑いのある方をお持ちの保護者の方からの申入れ、依頼で、本人の名前や特徴等を事前登録しておく、いざ不明になったときにその情報が即使え、情報共有ができるということになります。

黒崎委員

行政のほうで、事前登録の窓口を持っているということですね。ということは、市のほうでそういった広報なども恐らくしておられるのだらうとは思いますが、警察独自の広報というのはされているのでしょうか。

時谷生活安全企画課長

警察もいろいろな会議・行事等に参加する機会があります。そういう席において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業を開始している、内容はこうですよということを、市民の方にお伝えして御利用いただけるようにしております。

黒崎委員

できるだけ、積極的に進めていただきたいと思います。自分の家庭の例ばかり出しているのですが、家内の父が行方不明になって、5時間後ぐらいに発見されましたら、何かに当たって出血していて、けがもかなりしていた状態で警察の方が発見してくれました。認知症の方というのは、結構お元気で、どんどん遠い所へ歩いていたり、交通の障害になる場合や信号無視なども想定できますので、早めに発見していただいて、警察の仕事がどんどん拡大していくのですが、是非ともしっかりと対応していただきたいと思います。

県には、認知症サポーターという制度もございます。幅広い年齢層の方が、認知症サポーターになっていただいております。ここ数年で随分とサポーターの数も増えてまいりました。警察内でも認知症サポーターの講習を受けてらっしゃる方が増えてきたと伺っ

ているのですが、認知症サポーター養成講座の受講者と今後の対応について、お伺いしたいと思います。

先ほど少しお話しさせていただいたのですが、地域と警察、あるいは地域と地域包括支援センターがうまく連携して認知症の方々の見守りを続けている、東京都町田市を視察しました。ちょっと進んだ認知症の方を、施設が毎日お預かりして、その方々に車の洗車であったり、私も同行しましたが、スーパーのチラシを住宅に配布していく仕事を提供しまして、かなり進んでいる認知症の方でも見守りの方が一人付いていけば、いけるんですね。その地域の最低賃金ぐらいでの雇用にはなるんですけど、日当がちゃんと出るという形を東京都町田市は何年か前から実験的に始めたのですが、この前、2回目に行ったところ、ちゃんと続いておりました。毎日、やって来るのが楽しいと、そんな状況にまでレベルが上がっているんです。

このことについては、警察よりも、むしろ社会福祉のほうでしっかりと対応しなければいけないのですが、このように地域が力を合わせて認知症患者を見守っていくというのが、大変大事だと思います。その中で、警察も認知症サポーター制度を活用して、認知症はこんなものなのだろう、認知症の患者にはこういうふうな対応が大事だということを、間接的に学習していただくことが大変大事だと思うんです。今後の認知症サポーターの養成等について、御説明いただければと思います。

船本企画課長

県警察の職員におけます、認知症サポーター養成講座の受講状況や今後の対応についての御質問でございます。

県警察では、平成25年7月以降、認知症サポーター養成講座を開催いたしまして、認知症の基礎知識や認知症の方と接する際の心構えなどの習熟を図るとともに、キャラバン・メイト養成研修会にも職員を参加させているところでございます。

認知症サポーター養成講座につきましては、これまでに警察本部、警察学校、警察署等におきまして、計40回開催するとともに、県の主催する講座にも職員を参加させておまして、現在、全職員の約84%が受講しているものでございます。認知症について正しい知識を持ちまして、認知症の方やその御家族を支援することは、県民の皆様が安全で安心して暮らせる社会づくりを確立する上で重要であると認識しておまして、全職員が認知症サポーター養成講座を受講できますよう、引き続き、講座の開催に努めるとともに、キャラバン・メイト養成研修会への積極的な受講にも努めてまいり所存でございます。

黒崎委員

警察内で40回講習会を開いていただいたということでございます。大変、積極的にやっただいていてと思います。全体で約84%の職員の方がもう既に受講していただいているということで、更にキャラバン・メイト養成研修会のほうも目指していただけるということでございます。

認知症の方の見守りというのは、やはり、いろんな角度からいろんな方が見守っていくということが大変大事で、一見普通に見えますが、うっかり普通だと思って見ていたら大きな事故に巻き込まれたり、あるいは巻き込まれたと同時に周りも巻き込んでしまうおそ

れがございます。大きな交通事故につながったり、あるいは車の運転中に急きょ認知症の症状が現れるということもあると思うので、警察の皆さん方が認知症に対する御理解を進めていただいて、おかしいと思ったらすぐに連絡するなど、そんなことで全体の事故を抑えていただけることにもつながってくると思います。是非とも、これからも期待して見ておりますので、しっかりと進めていただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

樫本委員

冒頭、本部長から平成31年度に向けた警察本部の施策の基本方針が示されました。その中で、人口減少や高齢化への対応として、高齢者事故の更なる抑止という項目がございます。その2番目でございますが、免許自主返納の促進と生活支援制度の充実と記載がございます。免許自主返納と高齢者の今後は、免許自主返納は、もちろん本人の判断であったり、家族の勧めや医者からの勧めであったり、いろいろな原因があって自主返納に至るわけですが、少しのサポートで返納しなくてもいいのではないかという場合もあると思います。これが、この生活支援制度の充実になると思うのですが、この点でお伺いします。

今、地域の交通安全協会の主催により、春と秋のシルバードライビングスクールというのがあります。私も以前、交通安全協会の会長をしておりまして、交通安全協会は非常に熱心に取り組んでいるんです。これは、地域の自動車学校と交通課の皆さんの御支援を頂きながら、交通安全協会が主体として取り組んでいるのですが、このシルバードライビングスクール事業の効果について、どのように評価されていますか。

山上交通企画課長

シルバードライビングスクールにつきましては、春と秋の全国交通安全運動期間中に、県下の15指定自動車教習所のうち、それぞれの安全運動期間中に3校ないし4校で実施しております。講習会には多くの高齢者の方が参加していただきまして、特に受講した高齢者の方からは、運転を見直す本当にいいきっかけになったというお声を頂いております。また、運転免許証の返納を考えなければならないなといった認識を持っていただいた方もございます。さらには、受講前には警察本部等に対しまして、今年はいつやるのかという問合せの電話もあるといったことで、かなりの効果があるものと考えております。

今後も、自動車学校、交通安全協会等と連携しながら強力に進めていきたいと考えております。

樫本委員

山上課長からおっしゃっていただいたように、これは相当効果があると思います。これをしっかりと3校ぐらいでなく全部の自動車学校で、地域の自動車学校の御協力を頂いて開いていただけるように、交通企画課の皆さんにはいろいろと御負担を掛けるのですが、是非、地域の高齢者の生活を支援するという立場から開いていただきたい、もっと裾野を広げていただきたいなと思いますので、要望しておきたいと思います。

もう1点、自動車学校を活用したシルバードライビングスクールですが、交通安全協会

はその動員に当たって地域の老人クラブに参加メンバーを募っているのですが、大体出てくれる人は固定化しているんです。大体30人枠でやるのですが、固定化でなく、やはり裾野が広がらないと目的の効果が少ないわけで、一部の人に偏った運動になってしまっております。それを広がるような運動になるよう、各地区の交通安全協会、また自動車学校のグループ団体に働き掛けさせていただきたいと要望しておきたいと思っております。広げていただいて、運転免許返納制度ばかりでなく、少しの訓練、少しの自覚、少しのリハビリでまだまだ運転できる方もたくさんいらっしゃると思います。運転年齢の延長という視点からも、この事業の充実に御支援方いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、今回の代表質問の中で、外国人の雇用、外国人にとって優しい徳島県の実現に向かって事業をやっていただきたいという視点で質問をいたしました。今日は、運転手の確保という立場から、外国人に優しい徳島県、公安委員会を目指すということでお願ひでございます。

今、トラック業界、またバス事業者でも、人手不足で非常に困っています。これは本県の話ではございませんが、過日、京都市バスが運転手の採用がままならないということで、民間の京阪バスに、ある路線を委託したんです。そうしますと、その京阪バスが運転手を確保できないということで、その路線の委託事業を受理できないと京都市バスに申し出て、その路線の存続が危ぶまれているということに至っているんです。

徳島県のトラック事業者も運転者が足りないということは、皆さんもよく御存じだと思います。そこで、外国人の方々に支援を頂かないとしょうがないと思うんです。EU諸国では、もう既にそういうことが始まっております。ドイツなどは、トラックの運転手やバスの運転手が不足しているんです。これをどうするかというと、ルーマニアやトルコから運転手を入れていっているんです。そうしたら、日当が3倍になって、喜んで来てくれているんです。そういうふうに所得に格差があるので、国際貢献の上でも非常に良い効果があると思うので、是非、外国の方に免許証を与えやすいような支援策を考えていただきたいと思っております。自分の出身国で免許証をもらって、一定の条件をクリアすれば、日本の各都道府県の公安委員会でも免許取得ができるというのですが、非常に少ないと思うんです。普通免許でも3年を経過していれば大型免許の取得にチャレンジできると思うのですが、そういう場合に取得しやすいように、そして支援ができるような、予算的には他部局になり公安委員会の予算ではできませんが、是非そういったことも考えていただきたい。

そして、職業訓練としての場が、やはり各地域の自動車学校ということになると思うんです。自動車学校では、18歳人口が減っておりますから、一部、経営が危ぶまれている所もあるという状況でございます。それでは困りますので、高齢者講習を受講させる視点からも自動車学校は地域には必要と、外国人の免許取得にも地域の自動車学校を活用していただくと、地域でのレガシーをしっかりと存続できるような仕組みづくりもしっかりと考えていただきたい。これからの警察行政に、運転免許も地方創生につながることでございますので、しっかりと取り組んでいただきたい。

外国人を入れてくるというのは、今の仕組みの34万人ぐらいでは、地方にはまわってこないと思う、ほとんどが東京圏でとどまるでしょう。それを徳島県に持ってくる、地方に誘導するということは、地方の受皿がしっかりと確立されていて、外国人にとって優しい徳島県づくりをやっていかなくてはならないと思っておりますので、こういった面での県

警察の姿勢について、お答えを頂きたいと思います。

山上交通企画課長

外国人の運転免許証の取得等の関係でございますが、現在、県下にある15指定自動車教習所のうち、美馬市の自動車学校におきましては、中国人を対象とした免許証の取得が可能となっております。他の自動車学校等につきましては、日本語がしゃべれる外国人でありましたら技能講習等はできるのですが、それ以外の方については、なかなか現在のところ受入れができていないというところでございます。今後も自動車学校のそういった言語の問題について、今後、ニーズを踏まえまして、学校に働き掛けて検討してまいりたいと考えております。

また、外国免許証からの切替えにつきましては、書類審査、その次に適性検査がありまして、運転に支障がないことが確認できれば日本の免許証に書き換えられるという制度もでございます。そういったものについても、周知を図っていきたいというように考えております。

樫本委員

これは観光のほうの問題ですが、2020年には4,000万人、2030年には6,000万人と政府がインバウンドの目標を掲げていて、ほぼ達成されるだろうと私は思っております。そうしますと、今までのルートから地方へのシフトが始まってくると思います。そして、リピーターがどんどん日本に入ってくるということは、地方にまで観光客が来るということになります。

それぞれの空港で、レンタカーを外国人の方が活用するというスタイルが増えております。私も外国の免許証をもらったんです。イギリスが好きなので、時々イギリスに行きますが、交通ルールがほとんど日本と一緒に右ハンドルで左側通行ですから乗りやすいだろうと思ってもらったのですが、怖くて乗れなかった。しかし今後、中国人、韓国人、台湾人も日本でレンタカーを借りて、地方を回るといったことが増えてくると思うんです。四国はまだ少ないと思いますが、もう既に九州では相当増えているようで、外国人の交通事故が起こっているようでございます。九州の高速道路では、時々事故が起こることによって、交通標識の外国語表示を合流部分に取り付けた。インターから上がってきて、本線との合流部分で事故が多いということで、その手前に韓国語と中国語で表記をしたら効果が出て、交通事故が減ったと。今後、外国人向けの交通標記も付けていかなければならないような時期が来ると思いますので、そういった点も考えて取り組むように進めていただきたいと思います。

山上交通企画課長

外国人対応の交通標記でございますが、現在、一時停止と徐行の規制標識につきましては、それぞれ英語の表記を併記するような形で設置をしております。今後、更新等の際には、外国人の旅行者等、県内で車を運転する方に向けた対応として、こういった併記の標識等の導入を図っていきたいというように考えております。

樫本委員

よろしく申し上げます。

元木委員

私からも、平成31年度に向けた警察本部の施策の基本方針をお示しいただきましたので、その方針に沿って、確認又は要望、提案等をさせていただけたらと思います。

まず、警察署再編整備等総合計画の着実な推進という中で、交番・駐在所等の施設整備の在り方等に関しまして、全国初となるPFI手法を活用した警察署整備や駐在所整備など先進的事業の着実な実施というような記載がございます。これを見て感じたのですけれども、現在、県内の建築業界におきましても、人口減少や県民のライフスタイル、価値観の変化に伴いまして、県内で建築業に携わる方々や新たに建築業に就職しようとする若い方々が仕事を求めて県外に流出している、流出せざるを得ない状況があるとお伺いしております。交番・駐在所等の施設整備に当たりましても、県内で働く大工の方々などが地元でしっかりと働く環境づくりと雇用の促進につながるような取組が必要であると考えますが、こういったことに関しまして、どういった工夫を行っているのかお伺いさせていただきます。

高橋会計課長

PFI手法ということで一括整備、また警察署においてもWTOの案件なので24億円を超えていますけれども、PFI手法で実施しております。PFI手法は、設計と建築、維持管理を一括して行う方法でやっております。県内事業者等がどういうふうに関与できるか、参画できるかということも重要な課題であります。

WTOの案件等々は、政府調達案件でありますので広く公募をしなければならないという前提がありますけれども、WTOにかかわらず、県内事業者の参画がどのような形でできるのか、要望の段階で縛るのは難しいので、選定の段階で、事業者の提案の中で、県内経済にどれだけ影響を与えるようなメリットがあるかということも資格として審査の要件に入れておりますので、そういう形で対応しているということでございます。

元木委員

警察署再編整備に当たりましては、効率化やコスト縮減等の視点によりまして、いかにして低価格で効果的な事業を行っていくのかといったような視点が強調されていると思いますけれども、是非、地元の実態を見渡していただきまして、若い方々、あるいは建築業に携わる方々が仕事を得られるような取組という視点も大切にさせていただいて取り組んでいただけたらと思う次第であります。

続きまして、同じく基本方針の都市化や治安情勢の変化への対応という中で、変化に柔軟に対応する組織づくり、現場活動を支える取組の中に、通信指令システムの高度化による現場対応力の強化とございます。この通信指令システムの高度化の具体的な内容について、お伺いさせていただきます。

高橋会計課長

通信指令システムは御承知のとおり、警察本部で110番の指令を受けて、これを無線を通じて県下の警察署のほうに通報するシステムです。いずれにしても、110番を受け、受けた者が警察署又は移動中のパトカー等に通報して、現場早期臨場というシステムでありますけれども、これはリース契約で債務負担行為で約8億円で契約しておりまして、契約の年次が来年にありますので、新たなシステムを構築するということで考えております。

現在、予算要求も含めまして仕様等を策定しておりまして、どのような新しい制度を盛り込めるかということですが、通信機材、タブレットであるとか新しいそういう物を最大限活用して、早期の現場臨場に資するようなシステムを構築したいと考えております。

元木委員

110番通報等への対応ということで、タブレット等、新たな通信機器も導入されるというようなお話でございました。この通信指令業務につきましても、他の分野におきましてもアナログ通信からデジタル通信への段階的な移行がなされているというようなことも伺っております。業務の合理化、広域化、また効率化によってコスト縮減、人件費の抑制にもつながると考えております。

例えば、消防業務でも全国的には通信指令業務の広域化をかなりのスピードで進められておる自治体もあるということでございます。県警察といたしましても、通信指令業務の高度化とともに、広域化、あるいは効率化に向けた取組というのをも併せて進めてはどうかと考えますが、御所見をお伺いさせていただきます。

高橋会計課長

議員御指摘のとおりでありまして、当然、更新される中で、より効率的・効果的なものに努めてまいりたいと思います。

元木委員

同じく都市化や治安情勢の変化への対応の中で、女性・子供を守る取組の強化のうち、交通安全意識の醸成、子供から高齢者まで段階的な交通安全教育の推進をなされるというような記載もございます。去る11月28日に交通死亡事故が3件発生いたしまして、私の地元も含めて5人の方々の命が奪われ、今年4回目の交通死亡事故多発警報が発令されたところでございます。これらの死亡事故につきましては、夜間、自損事故という共通の特徴が見られていますが、シートベルトを着用していれば助かったという可能性もあることから、シートベルトやチャイルドシートの着用についてお伺いさせていただきたいと思っております。

シートベルト着用率につきましては、推移を調べましたところ、後部座席の着用率がおおむね増加傾向にあるということでございますけれども、平成29年時点では、運転席が98.3%、助手席が94.3%にあるのに対し、後部座席の着用率が42.8%にとどまっており、着用率アップに向けた取組が求められていると感じております。また、チャイルドシートの着用率についても、平成29年時点で67.5%となっており、保護者への更なる啓発を強化していく必要があると考えます。

シートベルトの着用率は、運転席・助手席とも総じて上昇傾向でありますけれども、改善の余地があるということでございます。後部座席やチャイルドシートの着用については、物心が付く幼児の頃からベルト着用の習慣やベルト非着用の危険性を教えて習慣化が大切であるという中で、教育委員会や保健福祉部と連携を行うなどして、保護者に対して参加・体験型の講習などを推進してはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

山上交通企画課長

警察としまして、次代を担う子供を交通事故から守ることは非常に重要と認識しております。また、将来の道路交通の主役である子供に対しまして、小さい時から正しい交通ルールを教育することも重要であります。

チャイルドシート等につきまして、警察はこれまで、関係機関・団体等と連携しまして、チャイルドシート着用モデル幼稚園の指定式や参観日、また保護者会等の場を活用しまして、実際のチャイルドシートを使用して、チャイルドシートの正しい取付方法、衝突実験装置を活用した衝突体験など、チャイルドシートの必要性や効果を実感させる参加・体験型の交通安全講習を実施してきたところでございます。

しかし、委員御示唆のとおり、後部座席やチャイルドシートの着用率が低い状況から、今後も関係機関・団体と連携をより一層深化させ、子育て世代が多く集まる会合等の場に積極的に参加し、子供自身、また保護者にもチャイルドシートの重要性を理解していただく参加・体験・実践型の交通安全教室を一層推進してまいりたいと考えています。

元木委員

若い世代、あるいは保護者への交通ルールの啓発が必要であると考えますけれども、働き盛りの世代や子育てが忙しい保護者に対しまして、交通安全講習会に参加していただくのは現実的に難しい部分もあろうかと思えます。こういう中、県警察は、交通安全教育の一環としてSNSを活用した動画を作成しているとお伺いいたしました。今後こういったSNS動画などの活用のほか、若手の警察官の方々の意見を吸い上げるなど、様々な視点で交通安全教育に取り組んではどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

佐藤交通部長

交通安全教育につきましては、家庭、学校、あるいは職域等あらゆる場におきまして、幼児から高齢者に至るまで段階的かつ体系的に実施して、一人一人が思いやりや譲り合いといった安全意識を持っていただくことが目的でございます。

参加・体験・実践型の交通安全教育が、より効果的であるものの、御指摘のとおり、仕事や育児の都合によりまして、安全教育の講習会等に参加することが困難な方々も多数いらっしゃいます。このことから、県警察としても、テレビや新聞等のメディアの御協力を得て、交通事故の実態や特徴をタイムリーに広報しまして、注意喚起を呼び掛けているところでございます。

また、日本自動車連盟と連携しまして、シートベルト、チャイルドシートの正しい着用に関するビデオを製作しまして、県警察のホームページ、YouTubeへ掲載するほか、節目節目でTwitter、Facebookなどを通じまして、間隙が生じないよ

うに、交通安全に関する情報発信に努めているところでございます。

今後におきましても、部内職員はもとより、関係団体等の子育て世代の方々から御意見を賜りまして、県民の理解と共感に支えられたきめ細かな教育、更にニーズに応じた効果的な交通安全教育を推進してまいりたいと思っております。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第17号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時09分）